

## マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等対策に係る基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリング<sup>※1</sup>およびテロ資金供与<sup>※2</sup>ならびに拡散金融<sup>※3</sup>（以下「マネロン・テロ資金供与等」といいます。）対策を経営の最重要課題のひとつとして位置づけるとともに、関係法令等を遵守し、実効的な管理態勢の整備に努めます。

### 1. 組織態勢

当金庫は、経営陣が主導性を発揮し、マネロン・テロ資金供与等対策に係る態勢の整備および方針・規程・計画等の立案・推進ならびにリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを実施します。

また、マネロン・テロ資金供与等対策に関する責任者および統括部署を定め、専門性を有する人材の配置および必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築し一元的な組織態勢を構築します。

なお、当金庫グループにおけるマネロン・テロ資金供与等対策については、グループ一体的に管理・推進するため、グループ会社間での整合的な態勢の整備や情報共有に取り組めます。

### 2. 適切なリスク管理

当金庫は、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）および当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、直面するマネロン・テロ資金供与等リスク<sup>※4</sup>を特定し、自らの事業環境・経営戦略・リスク特性ならびに取引量・影響の発生率・影響度等の観点を踏まえてリスクを評価したうえ、リスクに応じた低減措置を講じる等、リスクベース・アプローチに基づく適切なリスク管理を行います。

また、リスクの特定・評価および低減措置について、定期的または新たな商品・サービスの提供に際しその有効性を検証し、必要に応じて見直しを行います。

なお、業務提携等を行って新たな商品・サービスをお客様に提供する場合に、提携先のマネロン・テロ資金供与等対策の状況について十分に確認します。

### 3. お客様への対応方針

当金庫は、お客様と新規取引を開始する場合やお客様との取引内容に変更があった場合、またはお客様の情報等に変更があった場合に関係法令等に基づいたご本人確認やお取引目的の確認（以下「お取引時確認」といいます。）を実施し、お客様の属性に則した適切な管理を行います。

なお、当金庫がお客様または取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合は、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めて、確認・調査を行います。

また、お取引時確認および追加の確認・調査等について、お客様の理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取り組めます。

#### 4. 疑わしい取引の届出

当金庫は、取引モニタリングシステムにより適切な取引モニタリング・フィルタリングを実施し、疑わしい顧客や取引を的確に検知・監視・分析する態勢を整備します。

また、取引モニタリングシステムによる検知、営業店からの報告、捜査機関等からの照会、お客様の申し出等により検知した疑わしい取引について、適時適切な措置を実施する態勢を整備し、関係法令に基づき、速やかに当局に届出を行います。

#### 5. 経済制裁および資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、国内外の規制等に基づき、制裁対象者等との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施いたします。

#### 6. 役職員の研修

当金庫は、マネロン・テロ資金供与等対策に関わる全ての役職員に対して継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与等に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

#### 7. 有効性の検証

当金庫は、マネロン・テロ資金供与等対策の状況について、独立した内部監査部門が定期的に監査を行い、監査結果を踏まえてさらなる管理態勢の改善に努めます。

※1 マネー・ローンダリングとは、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにし、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為をいいます。

※2 テロ資金供与とは、テロ行為の実行や大量破壊兵器の拡散を目的として、そのために必要な資金をテロリスト等に提供する行為をいいます。

※3 拡散金融とは、大量破壊兵器（核・化学・生物兵器）等の開発、保有、輸出等に関与するとして資産凍結等措置の対象となっている者に、資金または金融サービスの提供をする行為をいいます。

※4 マネロン・テロ資金供与等リスクとは、金庫業務がマネー・ローンダリングやテロ資金供与、または拡散金融の手段に利用され、顧客や社会の信頼を喪失するリスクをいいます。

※5 疑わしい取引とは、金融機関などの業務において収受した財産が、マネロン・テロ資金供与等に係る収益、犯罪収益等もしくは薬物犯罪収益等である疑いがあると認められる場合、またはこれらの収益を隠匿（仮装）している疑いがあると認められる場合の取引をいいます。

以上

2023年12月15日改正

豊橋信用金庫